

発言のお許しをいただきましたので、通告に従って三項目五点について質問をさせていただきます。

初めに、県有施設の効率的かつ適切な維持管理についてお尋ねいたします。

本県の庁舎や学校等の建物などの公共施設については、その多くが高度経済成長期に整備されたものであり、これから大量に更新時期を迎えて大規模な改修や建てかえの経費が増大することが見込まれます。また、人口減少などの影響によって、今後公共施設等の利用需要が低下し、未利用施設が増加していくことも懸念されます。

そうしたことを踏まえて、岐阜県では平成二十五年度から二十七年度の行財政改革の具体的な取り組みの一つとして、公共施設等の計画的・効率的な維持管理、維持保全及び再整備を実施して、その長寿命化や財政負担の最小化・平準化に取り組んできました。

他方で国において、平成二十五年十一月にインフラ長寿命化基本計画が策定されたこと、そして平成二十六年四月に総務省から公共施設等総合管理計画策定の要請を受けたことを踏まえて、岐阜県においては、平成二十七年から三十六年度を対象期間とする岐阜県公共施設等総合管理基本方針が策定されました。その基本方針は、一つ目に、ふぐあいが生じる前に修繕・交換し、機能・性能を維持する予防保全を推進すること、二つ目に、老朽化等に伴う再整備に際しては、必要性や適正規模等を検討の上、拡充、縮小、転用、統合、廃止等を行って最適な配置を推進することというものです。そして、全庁的な取り組み体制を構築して、情報の管理とそれを共有する方策が打ち出されています。

こうした動きも踏まえて、県議会においても昨年度から県有施設再整備対策特別委員会が設置され、再整備や長寿命化について検討をしています。

ここで、建物の老朽化の状況と今後の見通しについて、少し御紹介をいたします。

県有の建物は、平成二十六年度末現在で五千六百九十一棟存在し、この中には倉庫や車庫も含んでいます。総面積は約二百四十四万平方メートル、平均築年数は三十・三年となっています。用途別棟数の割合を見ると、高等学校、特別支援学校が約四割を占め、次いで職員宿舎、警察施設の順となっており、これらの用途で全体の約七割を占めています。

県立学校については、耐震補強工事は平成二十三年度末までに完了していますが、今後は少子化の影響による統廃合も考慮しながら校舎の劣化や機能保全に対応していかなければなりません。また、警察施設については、耐震化対策は平成二十七年まで完了しているようですが、警察官の増員による庁舎の狭隘化など、機能や性能に課題が出ているようです。災害時の地域防災拠点となることも考えると対応は急務です。特に県有施設の中でも高い割合を占める県立学校と警察施設への対応は、県全体施策の中でも優先順位は高いと考えます。具現化に向けて動き出した県庁舎の建てかえにも多大な費用がかかるので、財政負担を平準化しながら計画的に県有施設全体の維持管理を推進することが不可欠です。

また、人的資源の課題も視野に入れておく必要があると思います。県庁舎再整備基本構想で想定する最短平成三十四年度までに新庁舎へ移転という大事業と、岐阜県公共施設等総合管理基本方針の具体的な取り組みを同時に進めていくためには、建築初め電気や設備などの専門技術者の果たす役割が非常に大きくなることは明らかです。しかしながら、県職員の現状を考えると、専門技術職員の不足ということが大きな懸念材料です。県自前の人的資源の不足を補うためには、確かな技術力を持つ公益性の高い協会や組合、法人などと連携し、民間の知恵や意見を取り入れて協働していくことが必要なのではないでしょうか。

昨年四月に施行された岐阜県公契約条例では、県は、事業者等による労働環境の整備、その他の社会的責任を果たすための取り組みが促進されるよう、適切な公契約の締結のために必要な措置を講ずるものと定められています。先ほど申し上げたように、今後の県有施設の適切な管理のためには、民間事業者等との連携強化が必要であり、その事業者等が労働環境整備や社会的責任を果たすためには、日常的な維持管理業務について、

ダンピング受注の排除や担い手の中・長期的な育成や確保が不可欠であります。県行政と受注業者が協力しながら適正コストで効率的かつ適切な維持管理ができるような関係構築にも一層配慮をしてほしいと思います。

そこで、総務部長に二点お尋ねします。

一点目は、現在、県有施設の管理については、インフラ施設は県土整備部及び都市建築部、県庁舎及び総合庁舎は総務部、学校施設は教育委員会、警察施設は警察本部で管理するなど、施設ごとに管理する部局が分かれています。岐阜県公共施設等総合管理基本方針の推進に当たっては、全庁的な取り組み体制を構築することですが、今後具体的にどのような体制で計画の推進に取り組みられていくのか、お聞かせ願います。

二点目は、公契約条例を踏まえて、県庁舎等の建物の維持管理業務委託についてどのように取り組まれているのか、お聞かせください。

次に、大きく二項目めとして、県有施設の戦略的活用についてお尋ねをします。

岐阜県公共施設等総合管理基本方針を推進するに当たっては、維持管理や再整備にとどまるのではなく、既存施設の稼働率の向上やその有効な利活用についても積極的な取り組みをお願いしたいので、具体的な事例や御提案も含めてお尋ねをします。

知事部局の所管する県有施設については、その用途や目的によって所管部ごとに維持や管理が行われています。例えば各務原市に所在する施設を例に挙げれば、健康科学センターは健康福祉部、VRテクノセンターやアネックス・テクノ2、そして産学連携プラザは商工労働部で所管をしています。こうした施設の利用状況の管理や稼働率の確認は部署ごとに行われているため、県としての一元的な情報管理や分析等が不十分ではないのかと感じています。

例えば、保健環境研究所にあるハイビジョンシアターという施設を皆さんは御存じでしょうか。平成二十二年の監査で、ハイビジョンシアターの稼働率の向上について指摘されていますが、現在は閉鎖されている状況です。ハイビジョンシアターは座席数二百席のホールで、平成十一年に各務原市に保健環境研究所が新築移転した際に講義や勉強会に利用する目的で設置されました。デザイン性の高さで最新のハイビジョン設備の導入などによって、当初の設置費用はエントランスホールなども含む共用施設部分全体で十三億四千万円余りかかったようです。しかしながら、ハイビジョン装置が故障したことや可動式の座席に問題が生じたことにより、平成二十五年からは閉鎖されて全く利用されていません。百五十台ほどの駐車場があり、最寄りの駅から徒歩十分という立地条件を考えると、音楽ホールとしての活用など、何かさらなる利用方法が考えられるのではないのでしょうか。

他方、平成二十三年度から休止していた県民文化ホール未来会館が、文化施設と運転教育施設の二つの機能をあわせ持つぎふ清流文化プラザとして、平成二十七年九月にリニューアルオープンし、にぎわいを取り戻しました。休眠していた施設を部局の垣根を乗り越えて複合的に有効活用できたすばらしい成功事例だと思います。こうした事例を参考にしながら、まず未利用施設の現状をしっかりと把握し、多目的利用の検討や施設が所在する市町との連携など、戦略的かつ有効な活用を積極的に推進していただきたいと思います。

平成二十七年度包括外部監査で、ファシリティマネジメントの取り組みについて次のような参考意見が取り上げられています。岐阜県公共施設等総合管理基本方針が策定され、施設の運営管理に対する関心が高まりつつあります。指定管理者制度の導入は、経費削減のみならず、顧客、つまり住民目線による自主企画の実施や多様なサービスの提供により住民ニーズに応えています。公の施設の運営に携わる関係者は、指定管理者制度導入のメリットや具体的に得られた効果などを理解して、直営の施設においてもそのメリットや効果を取り入れることができないか考慮し、展開することがより発展的なファシリティマネジメントにつながるものと考えますというものです。

岐阜県公共施設等総合管理基本方針を推進するに当たり、適切な維持管理や稼働率を向上して有効な活用をしていくために、県有施設をそれぞれの部署管理ではなく、一元的に管理する県有施設管理局というような新しい体制も考えてはいかがでしょうか。

そこで、総務部長にお尋ねします。施設の稼働率の向上や未利用施設、空き建物の活用について、各部局単位での管理にとどまらず、部局を超えて情報を共有し、活用できる仕組みづくりが必要と考えます。また、施設所在地の市町村との情報交換や連携、そして指定管理のような民間の活力の導入も大きな効果があると思います。こうしたことを踏まえて、未利用施設の情報共有や有効活用に向けた取り組みの現状と今後の方針について、御答弁願います。

次に、大きく三項目めとして、人口減少・高齢化を踏まえた県営住宅の戦略的な活用について、御提案も含めて質問をさせていただきます。

初めに、県下の県営住宅を取り巻く概況について御紹介します。

県営住宅は、県内各地に百二十七棟あり、住居として四千二百三十三戸が提供されています。その維持管理に要する経費として、委託料、維持修繕費等が平成二十五年、二十六年度の平均で二億三千六百万円ずつが執行されています。平均建築経過年数は四十・三年と老朽化が進んでいることから、毎年多額の維持修繕費等が必要なことも理解できます。

他方、建物の老朽化は入居希望の減少、そして空き部屋の増加にもつながっています。県営住宅全体の入居率は、平成二十八年四月現在七三・五%となっており、十年前の九三・一%と比べて一九・六%も減少しています。

県営住宅の中でも特に大規模で建築後年数が経過している各務原市の尾崎住宅と岐阜市の加野住宅については、入居率が低くなっています。平成二十八年四月一日現在、尾崎住宅は千百二十六戸で入居率は六三・一%、加野住宅は四百八十戸で入居率は五一・九%となっています。二つ合わせると六百戸以上が空き家になっています。その家賃収入に与える影響は、年間一億円を超えると考えられます。

ここで、県営尾崎住宅と同じ市内にある各務原市営住宅とを比べてみます。建設の経緯や立地条件が異なるために一概に比較はできませんが、市営住宅の入居率は九五・一%となっており、県営尾崎住宅の入居率六三・一%の低さが目立ちます。また自治会加入率を見てみると、県営尾崎住宅は七一%、市営住宅は九六%とその差は歴然で、地域住民の相互扶助や地域福祉という視点から、ここにも課題があると思います。

人口減少や高齢化といった社会現象を考えると、入居条件の緩和などの県営住宅入居率低下への対策、そして住民の高齢化やひとり親家庭の多さなど、福祉面での対応が今求められていると思います。また、先ほど大きく一項目めで取り上げた県有施設の効率的かつ適切な管理という観点からも、県営住宅の戦略的な活用を推進していただきたいと考えて、質問をさせていただきます。

私は、平成二十六年九月定例会の一般質問において、県営住宅運営の課題、人口減少に向けた住宅棟数の減少、高齢者福祉や子育て支援施設など住宅以外のサービス拡充の検討の三点について質問をさせていただきました。これに対して、他県の先進的な事例を参考とするなど、入居要件などのさらなる見直しを進め、県営住宅が住宅セーフティネットの中心的な役割を果たせるよう適切な運営に努めてまいります。今後は、県営住宅の建てかえや集約化などを検討する際には、地元市町や地域住民の方々の御意見を伺いながら、子育て支援や高齢者のための福祉施設等の併設について検討してまいりますとの答弁がありました。

私は、昨年度県議会土木委員会に所属し、他県の先進事例二カ所の公営住宅を視察する機会を得ました。それについて、ここで紹介をさせていただきます。

一件目は、広島県と同県安芸郡に位置する坂町が共同で整備・運営し、公営住宅に保育所が併設されている事例です。地域での見守り等、子供を安心して育てられる環境を備えた子育て支援住宅として運営されていました。一部の住宅を子育て世帯向け住宅として期限つき入居制度が導入されていました。期限つき入居制度とは、特に日常生活において子育ての負担が大きい小学校までの子供と同居する世帯に優先的に供給されるものです。入居期間に期限が設けられており、一番年少の子が小学校を卒業するまでに住宅を明け渡すという制度でした。

二件目は、兵庫県の復興公営住宅において集会所や空き住戸等を活用して、高齢者自立支援拠点を設置する高齢者自立支援ひろば設置事業です。生活支援や見守りの必要性の高まりを踏まえて公営住宅の住戸を使用する事例であり、地域包括支援センターの出張所と位置づけて常駐型の見守りと多様なサービスの提供から成る新しい支援システムが構築されていました。神戸市十四戸、尼崎市二戸、西宮市一戸、伊丹市一戸の計十八戸の公営住宅を使用していると伺いました。

公営住宅は住宅困窮者への賃貸が目的であり、本来の目的である住居用途以外の使用は公営住宅法で認められていませんでした。しかし、平成八年の同法改正によって、第四十五条、社会福祉法人等の使用が追加されて住居用途以外の使用が可能となりました。ほかにも補助金適正化法二十二条による目的外使用、地域再生法による目的外使用の三法令による活用が可能となりました。

大阪府では、まちづくりマスタープランにおいて公営住宅の活用を明確に位置づけて障がい者支援に取り組んでいることから、公営住宅におけるグループホームやケアホームの設置件数が他都道府県に比べて非常に多いそうです。NPOや社会福祉法人等の団体にとっては、公営住宅を借り上げて活動することは、施設を新設するのに比べて拠点の設置費や運営費が低く、活動を開始しやすいというメリットがあります。

障がい者の居住支援、高齢者の生活見守り支援、地域住民支援など、地域福祉の促進のために地域内に求められる支援活動の場として、公営住宅の住戸を目的外使用することの可能性や意義は大きいと考えます。そのためには市町村との連携が不可欠であり、情報交換や共同した施策について積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、子育て支援や移住定住促進、雇用住宅としての活用など、人口減少対策として県営住宅の戦略的な活用も考えられるのではないのでしょうか。例えば結婚や子育てを支援するポジティブキャンペーンとして、結婚を機に入居する夫婦に対して家賃を優遇する制度に取り組んでみてはいかがでしょうか。「清流の国ぎふ」創生に向けて県としていろいろな施策が打ち出されていますが、低家賃での住居提供を武器に、より多彩に施策展開ができるのではないのでしょうか。

そこで、都市建築部長に二点質問をさせていただきます。

一点目は、県営住宅の入居率がこの十年間で二〇%近く低下して、空き部屋がふえている状況と今後の見通しをどのように分析しておられるのでしょうか。

二点目は、県営住宅の活用についていろいろな施策に絡めて戦略的に活用する提案をさせていただきましたが、県営住宅の活用に係る今後の方針についてお答え願います。

県有施設の活用については、建設の際に国から補助金を受けて使用の目的や用途が制限されているものも多いと思います。しかし、人口減少や高齢化に直面する地方がその創生に向けて活力を生むという観点に立つと、創意工夫を持って県有施設を最大限に有効活用すべきだと思います。少ない投資コストで最大限の利活用をするために、明確で積極的な御答弁をお願いして質問を終わります。御清聴ありがとうございました。